

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	イントラネットシステム利用時に係る認証方式の変更に伴う職員証顔写真の目的外利用等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

- ◇第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）
- ◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

**【報告】**

- ◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：総合政策部情報システム課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	イントラネットシステムにおける二要素認証対応
<b>担当課</b>	情報システム課
<b>目的</b>	イントラネットシステムの更新を機に、パソコンへのログオン認証にあたり、これまでの「パスワード認証」に「顔認証」を加え、二要素認証方式とすることで、区における情報セキュリティ対策の一層の強化を図り、個人情報等の重要情報の保護及び情報漏えい防止対策を更に徹底する。
<b>対象者</b>	イントラネットシステムを利用する職員等
<b>事業内容</b>	<p>1 イン트라ネットシステムの概要</p> <p>※ 資料3 2-1 「イントラネットシステム概念図」参照</p> <p>(1) 主な機能：財務会計、文書管理、庶務事務、電子決裁、電子ファイル管理、電子メール、スケジュール管理等の庁内事務処理に係る機能</p> <p>(2) 利用所属：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 区長部局の各所属</li> <li>■ 教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び議会事務局</li> </ul> <p>(3) 利用対象者：約 3,000 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 正規職員、再任用職員、再雇用職員</li> <li>■ 事業費非常勤・臨時職員・派遣労働者のうち、情報システム課長が利用を認めた者</li> </ul> <p>2 認証方式の変更（イントラネットパソコンへのログオン時の認証）</p> <p>※ 「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について（平成 27 年 12 月 25 日付け総行情第 77 号総務大臣通知）」を受け、認証方式を下記のとおり変更する。</p> <p>(4) 現在の認証方式（単一認証）：「利用者 ID・パスワード」</p> <p>(5) 今後の認証方式（二要素認証）：「利用者 ID・パスワード」、「顔認証」</p> <p>※ 「二要素認証」は、以下のうち二つを併用したパソコンの利用認証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 正規の利用者だけが知っている情報（パスワード等）</li> <li>■ 正規の利用者だけが持っている物（IC カード等）</li> <li>■ 正規の利用者の身に備わっている特徴（顔情報等）</li> </ul> <p>3 導入時期・方法等</p> <p>(6) 導入時期：平成 30 年 1 月 ※次期イントラネットシステムの稼働</p> <p>(7) 対応方法：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 正規職員等は、人事課保有の職員証の顔写真を基に、認証情報を生成し、システムへ取込み</li> </ul> <p>※ 事業費非常勤職員等については、別途、システム利用申請時に顔写真の利用について本人同意を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ パソコン標準搭載のカメラにて、二要素認証によるログオンを実施。</li> </ul>

**件名 イン트라ネットシステム利用時に係る認証方式の変更に伴う職員証顔写真の目的外利用について**

保有元		利用先	
保有課	人事課	利用課	情報システム課
登録業務の名称	人事管理	登録業務の名称	イントラネットシステムの利用者認証
登録業務の目的	職員の人事管理	登録業務の目的	システム利用者の制御
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	電磁的媒体 (イントラ ネットシステム)	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	電磁的媒体 (イントラ ネットシステム)
目的外利用を行う理由	人事課が保有する職員証の顔写真を基に顔認証情報を生成し、イントラネットシステム利用時の職員等の二要素認証を行うため。		
目的外利用を行う情報 項目	職員証顔写真		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	イントラネットシステム		
目的外利用の時期・期間	平成 29 年 10 月 2 日から平成 30 年 3 月 31 日まで (次年度以降も、同様の目的外利用を行う。)		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		

## 件名 イン트라ネットシステム利用時に係る認証方式の変更について

保有課 (担当課)	情報システム課
登録業務の名称	イントラネットシステム等の利用者認証
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どここのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 区長部局の各所属、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び議会事務局の職員等のうち、イントラネットシステムを利用する者</li> <li>2 記録項目 職員番号、氏名、メールアドレス、<u>顔認証情報</u></li> <li>3 記録するコンピュータ イントラネットシステム</li> </ol> <p>※ 下線は、今回追加する項目</p>
新規開発・追加・変更の理由	「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について(総務大臣通知)」を受け、端末への二要素認証の導入等による情報セキュリティ対策の徹底が必要となったため。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認証方式の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 次期イントラネットシステムの稼働(改修)の機会に、認証方式を「利用者ID・パスワード」及び「顔認証」による二要素認証に変更</li> </ul> </li> <li>2 認証方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ イン트라ネットパソコン標準搭載のカメラを活用し、パソコンへのログオン時に、二要素認証を実施</li> </ul> </li> </ol>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記の各開発・整備の過程では、委託先に個人情報に一切触れさせない。</li> <li>2 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。</li> <li>3 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。</li> <li>4 実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。</li> <li>5 顔認証情報は顔自体の生体情報ではなく、目や口等の座標情報のみを暗号化したものとする。</li> <li>6 顔認証情報はイントラネットシステムでのみ利用可能であり、外部では一切利用不可とする。</li> </ol>
新規開発・追加・変更の時期	平成29年10月2日から システム改修開始 平成29年11月から テスト実施 平成30年1月から システム本稼働

## 件名 イントラネットシステム利用時に係る認証方式の変更に係るシステム改修等業務の委託について

保有課(担当課)	情報システム課
登録業務の名称	イントラネットシステム等の利用者認証
委託先	日本電気株式会社(プロポーザルによる選定結果等に基づく特命随意契約) ・ プライバシーマーク取得 ・ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27000)認証取得
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 区長部局の各所属、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び議会事務局の職員等のうち、イントラネットシステムを利用する者 2 記録項目 職員番号、氏名、メールアドレス、 <u>顔認証情報</u> ※ 下線は、今回追加する項目
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(イントラネットシステム)
委託理由	上記受託者は、現行のイントラネットシステムを構築した業者であり、本システムに精通しており、また、現行のシステムも良好な運用実績を残している。これらを踏まえ、引き続き、イントラネットシステムの更新作業受託事業者として選定された。
委託の内容	1 顔認証サーバ等(機器及びソフトウェア)の整備 2 イントラネットパソコン上への顔認証環境(ソフトウェア)の整備 3 認証サーバ等への顔認証情報の取込み支援 4 パソコンログオン時の二要素認証の検証支援 5 システム運用保守(セキュリティ対策等)業務
委託の開始時期及び期限	【開発・整備業務】 平成29年10月2日から平成30年3月31日まで 【保守業務】 平成29年10月2日から平成30年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。 2 上記の各開発・運用過程では、委託先に個人情報に一切触れさせない。 3 委託先が実施するテストにおいては、ダミーデータを使う。 4 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は、職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 5 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 6 個人情報の管理状況について、必要に応じて区の職員が立入調査を行う。 7 個人情報を取り扱う業務は、すべて区役所内で行わせる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 上記の各開発・運用過程では、委託先に個人情報に一切触れさせない。 3 上記委託内容の業務の遂行に当たり、テスト作業は、情報システム課においてダミーデータを使用させて行わせ、区職員が立ち会うこととする。 4 上記委託内容の業務遂行に当たり、データセットアップは、情報システム課において行わせることとし、区職員が立ち会うこととする。 5 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 6 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底させる。 7 本業務に係る個人情報は、区役所外へ持ち出させない。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

## (持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

## (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査)**

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表)**

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。